

令和 8 年度

国営施設応急対策事業盛岡南部地区

西部用水路施工計画検討業務

特別仕様書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 国営施設応急対策事業盛岡南部地区西部用水路施工計画検討業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、国営施設応急対策事業盛岡南部地区で改修する西部用水路の補足検討を行うものである。

(場所)

第1-3条 本業務において対象とする、西部用水路は、岩手県盛岡市上飯岡地内で別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めた時は、速やかに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	

- 2 別紙2に掲げる割合に予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－8 条 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第 1－9 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条 設計の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。

なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月
1	土地改良事業計画設計基準 パイプライン	農林水産省	令和 3 年 6 月

(設計条件)

第 2－2 条 設計作業における設計条件は、次のとおりである。

(1) 西部用水路 (第 1 工区)

延長 L = 30.000m

設計流量 代かき期最大 1.337m³/s

普通期最大 1.140m³/s

(2) 仮返し道路

仮返し道路の補足検討にあたっては、道路構造令の解説と運用に基づくものとする。

道路区分 第 3 種

計画交通量 500 台/日以上 1,500 台/日未満

耕作道、圃場進入路等の現況道路の通行を確保する。

(参考図書)

第 2－3 条 設計作業の参考とする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか、次のとおりとする。

番号	名 称	発 行 所	制定 (改定) 年月日
1	道路構造令の解説と運用	公益社団法人日本道路協会	令和 3 年 3 月
2	道路土工 要綱	公益社団法人日本道路協会	平成 21 年 7 月
3	道路土工 仮設構造物工指針	公益社団法人日本道路協会	平成 11 年 3 月

(貸与資料)

第2-4条 貸与資料は次のとおりである。

区 分	貸 与 資 料	数 量
報告書	平成30年度 国営施設応急対策事業盛岡南部地区西部用水路改修測量設計その他業務	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条 第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙1 作業項目内訳表(該当項目)に○印で示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
1 現地調査	1式	
2 資料の検討	1式	
3 西部用水路検討	1式	
4 点検取りまとめ	1式	

(設計作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上、特に留意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に対し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。

なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。

- ・農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、<https://www.nn-techinfo.jp>を参照。
- ・新技術情報システム(NETIS)は<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>を参照。

(6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。

なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

・「工事工種の体系化」はhttps://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-3条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(5)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについて、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 初回打合せ（作業着手の段階）
- 第2回 中間打合せ（施工計画案作成段階）
- 最終回 最終打合せ（報告書原稿作成段階）

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち合いの上で打合せ等行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部
- (2) 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に追加が生じた場合
- (7) その他

(業務スライドの試行)

第6-2条 (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）URL（「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」）に基づく試行業務である。

- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後
に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となっ
たと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務
費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。
以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎
として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)
との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更
に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指
数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から
14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再
度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とある
のは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において
急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当と
なったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務
費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議
して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっ
ては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて
定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請
求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、
受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくも
のとする。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、
必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添

位置図



業務位置

凡 例	
施設計画	
頭首工	
揚水機場	
用水路（国営）	
水管理施設	
既設利用	
頭首工	
揚水機場	
用水路（国営）	
用水路（県営）	
水田	
普通畑	
樹園地	

業務名	令和8年度国営施設応急対策事業盛岡南部地区 西部用水路施工計画検討業務		
図面名	位置図		
年月日			
尺度		図面番号	1
会社名			
事業所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		

別紙 1 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 現地調査	補足検討に必要な調査を行う。	○
2 資料の検討	過年度業務の報告書から本業務に関する内容(西部用水路1工区No. 71+5.011～No. 72+15.011)を抽出し把握する。	○
3 西部用水路検討		
3-1 施工計画	別添図に示す箇所の借地が不可となったため代替案(別ルートや交通規制等)の比較検討を行い工程計画、施工順序、方法や主要仮設の施工計画等の詳細設計図を作成する。	○
3-2 数量計算	上記「3-1 施工計画」に関する詳細な数量計算を行う。	○
3-3 概算工事費積算	上記「3-1 施工計画」に関する単価を作成し、概算工事費を算出する。	○
3-4 協議資料作成	上記「3-1 施工計画」に基づき関係機関への協議資料作成を行う。	○
4 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別紙 2（第 1－6 条、第 4－1 条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

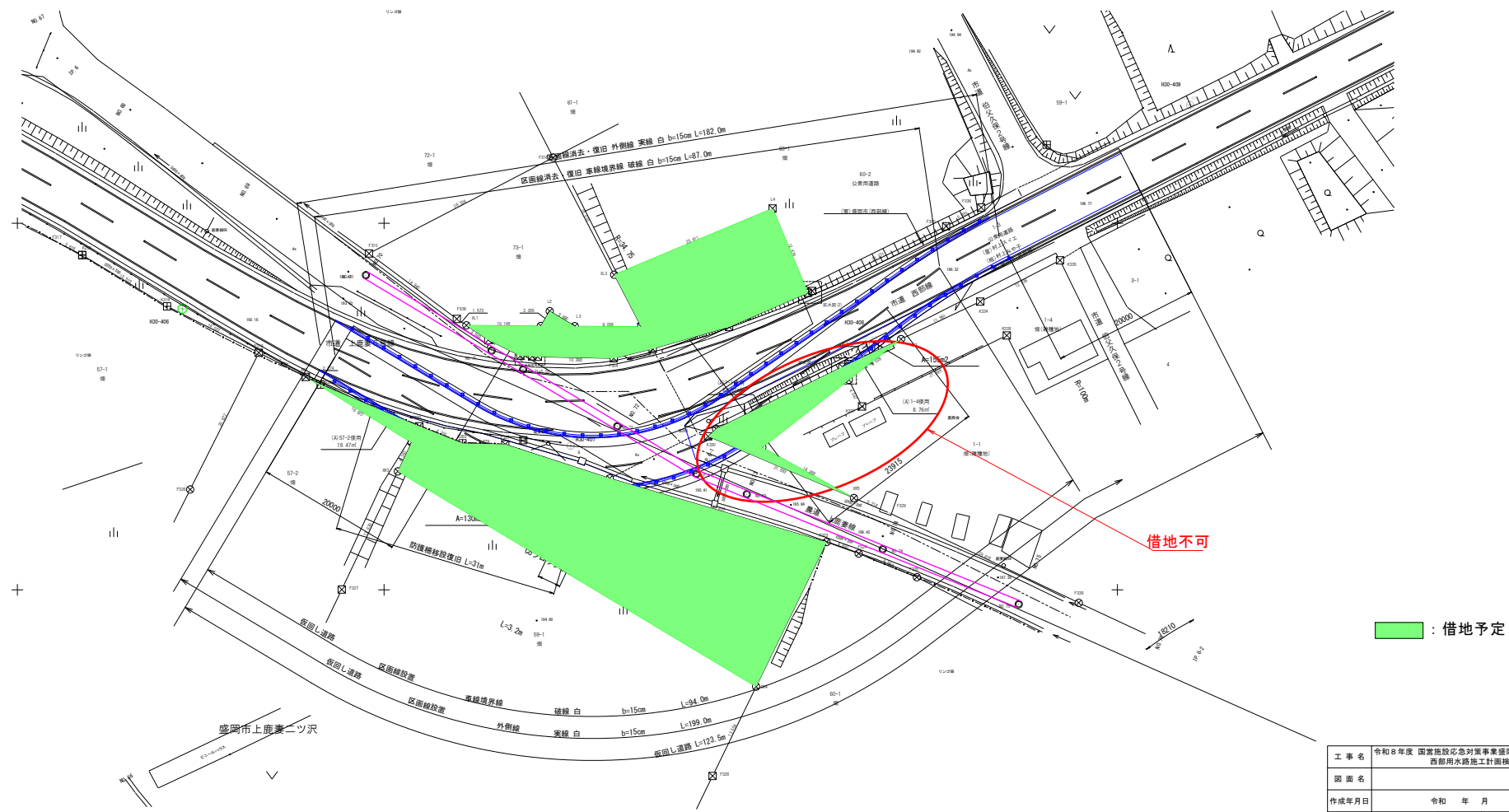
業務区分	A	B	C	D
建設コンサルタント （土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価 の額に 10 分の 9 を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に 10 分の 5 を 乗じて得た額

説明図（西部用水路1工区）

別添図

1次施工

盛岡市上飯岡24地割



工事名	令和8年度 国家施設応急対策事業盛岡南部地区 西部用水路施工計画検討業務		
図面名			
作成年月日	令和 年 月		
縮尺	図示	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		